静岡文化芸術大学国際交流センター運営委員会規程

（趣旨）

第１条　この規定は、静岡文化芸術大学国際交流センター規則第５条の規定に基づき、静岡文化芸術大学国際交流センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織その他の必要な事項を定める。

（組織）

第２条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　国際交流センター長

(2)　国際交流センター長補佐

(3)　各学科からの教員１名以上

(4)　事務局長

(5)　学務部長

(6)　その他学長が必要と認める者

（所掌事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて学長に報告する。

(1)　国際交流センター（以下「センター」という。）運営の基本方針に関すること。

(2)　学生の留学派遣及び受入のための支援に関すること。

(3)　国際交流協定の締結等に関すること。

(4)　交流促進事業等の企画及び運営に関すること。

(5)　学生の多文化理解や多言語学習の支援に関すること。

(6)　その他センターに関する必要な事項に関すること。

（委員の任期）

第４条　第２条第２号から第６号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は妨げない。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、国際交流センター長を充てる。

２　委員長は、委員会の会務を総理する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

２　会議は委員の３分の２以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決

する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　議長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（専門部会）

第７条 センターの運営等に関する専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は別に定める。

（事務）

第８条 委員会の事務は、学生支援室で処理する。

（雑則）

第９条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

１ この規則は、令和６年４月１日から施行する。

２ 静岡文化芸術大学多文化・多言語教育研究センター運営委員会規程（令和４年４月１日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。